

令和4～6年度 社会活動振興バスの運行ルールについて

1. 運行基準について

項目	基準	備考
1日の走行距離	400km以内	基準を超える場合は宿泊をご用意ください。 1日の走行距離が250kmを超える場合のバス料金は、利用団体の負担になります。
1日のドライバー拘束時間	16時間以内	
運行時間	AM5:00～PM10:00	
連続利用	最大2日間まで	やむを得ず2日間を超える連続利用の場合、経費負担は利用団体となります。
利用人数	15名以上	
車種	小型(15～22名) 中型(23～27名) 大型(28～55名)	配車による都合でご希望に添えない場合があります。
年間利用回数	3回まで	町・教育委員会・学校を除きます。

2. 実費負担について

(1) 1日の走行距離が250kmを超過した場合のバス料金は、利用団体に実費を負担していただきます。

①超過分実費の算出方法

- ・利用の実績により超えた分の「時間」と「距離」に単価を掛けたものを合算し、消費税を加えて積算します。
なお、金額は下の表を「目安」としてください。

バス種別/単価(税別)	利用人数	距離		時間
		(1km単価)	(10km毎単価)	(1時間単価)
小型バス	15～22名	110円	1,100円	4,150円
中型バス	23～27名	145円	1,450円	4,700円
大型バス	28～55名	160円	1,600円	5,500円

※1 端数の計算

- ・距離～端数は切り上げ
- ・時間～30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は切り上げ

※2 距離の積算方法は、実走距離に空走距離を加えます。

- 実走距離とは、利用者が乗車してから降車するまでの距離をいい、
- 空走距離とは、バス会社車庫から利用者が乗車していない間の往復距離をいいます。

※3 時間の積算方法は、走行距離が250kmを超えた時点から積算されます。

②計算例 大型バスを利用し、1日の走行距離が285kmで55分超過した場合

距離の運賃	1km単価(160円) ×40km =6,400円(A) ※250kmを超える分は35kmですが、端数5km分については、10kmに切り上げ40kmで計算します。
時間の運賃	1時間単価(5,500円)×1時間=5,500円(B) ※超過時間(55分)が30分以上のため、1時間に繰り上げて計算します。
利用団体実費負担額11,900円[(A)+(B)]+消費税10%=13,090円(端数は四捨五入)	

注)距離の運賃では、わかやすくするため計算上1km単価で算出をしています。

(2) 運行に伴う「高速道路の利用」「駐車場の利用」「運転手の宿泊」等の料金は、利用団体の負担となります。

●ご不明な点がございましたら、ゆめホール知床までご連絡ください。Tel.22-2222